

生活保護の給付基準の切り下げを許さない決議

1 本年8月10日、国会で、民主、自民、公明3党の強行採決により、社会保障制度改革推進法が成立した。同法附則2条は、生活保護について、「給付水準の適正化」(切り下げ)を明記している。これを受けて、政府は、8月17日、2013年度予算の概算要求基準を閣議決定し、「生活保護の見直しをはじめとして合理化・効率化を最大限取り組み、その結果を平成25年予算に反映させるなど極力圧縮に努める」としており、生活保護の給付基準切り下げの動きが活発化している。

更に、今年9月28日に、厚生労働省は、生活保護の「適正化」として、①扶養困難な理由の説明義務づけ、②福祉事務所に受給者の保護費支出状況を調査できる権限を付与する、③「低収入・短時間でもまず就労」方針等を打ち出し、年内に最終案をまとめるとしている。

これらの政策は、生活保護の支出削減を主たる狙いとしたものである。

2 このような生活保護の給付基準の切り下げ、「適正化」に向けた動きの背景には、生活保護受給者が増加の一途をたどり、200万人を超え、生活保護費が3兆円を超えたことにある。しかし、その増加の原因は、子どもを産み育てることすら困難な低賃金・不安定雇用の拡大による貧困の拡大、高齢化社会の進展が急速に進行しているのに対し、非正規労働者の権利を守る派遣法や労働契約法の改正が骨抜きになったことや、雇用保険、年金等の社会保障制度が極めて脆弱である社会構造にあることは明白である。このような社会構造を放置したまま、生活保護の給付水準の切り下げを強行しようとすることは、政治の失敗を国民に押し付けるものであり許されない。日本の生活保護利用率は人口の1・6%に過ぎず、ドイツ9・7%、イギリス9・3%、フランス5・7%に比べると低く、むしろ、日本では、親族の扶養義務を理由とした新たな水際作戦などにより生活保護の必要な人が切り捨てられていることが問題である。今年に入ってから、札幌市、さいたま市、立川市、南相馬市などで餓死・孤立死が相次いでいるが、このことは生活保護の利用率の低さと無関係ではない。

3 憲法25条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しており、生活保護基準は、国民が人間らしく生活するための重要な土台である。その基準額は、最低賃金、年金、課税最低額、社会保険の自己負担額等に影響し、その引き下げは、生活保護受給者をさらなる経済的困窮に追い詰めるだけでなく、国民生活全体の貧困化をもたらすもので日本社会の土台を揺るがしかねない。

4 厚生労働省は、低所得世帯の消費支出と生活保護の比較検証により、生活保護の給付水準を切り下げようとするが、生活保護費が下がれば、最低賃金も連動して下げられることは必至であり、むしろ問題は、最低賃金が低すぎることにある。

5 憲法は、個人の尊厳を基本理念とし(憲法13条)、その実現のために、すべての国民に生存権を保障している(憲法25条)。生存権は、あらゆる人が人間らしく暮らすための最後のセーフティネットである。自由法曹団は、さらなる貧困と格差の拡大・固定化を許すことなく、だれもが人間として尊重される豊かな社会を目指し、生活保護の給付基準の切り下げ、生活保護の「適正化」に断固反対するものである。

2012年10月22日

自由法曹団 静岡・焼津総会